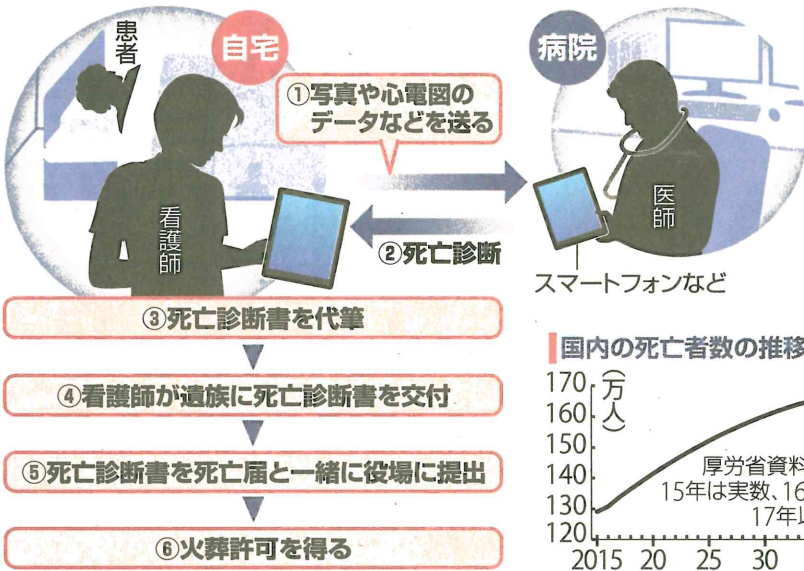
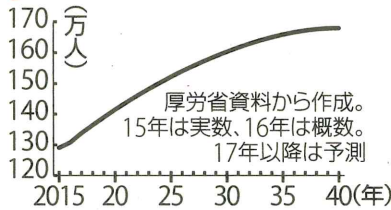


### 遠隔による死亡診断の流れ



国内の死亡者数の推移



(厚労省研究班の指針案から)

#### 遠隔死亡診断が必要になる例



#### 遠隔診断を行う主な要件

- 死亡前14日以内に医師が診察を行い、死期が近いことを予測している
- 患者や家族の同意が得られている
- 直接対面での死亡診断までに12時間以上かかることが見込まれる
- 法医学などの所定の研修を受けた看護師の補助がある
- テレビ電話装置などで医師が死亡確認などができる情報を送れる

## 自宅で最期 遠隔死亡診断

### 看護師が出向きみとり補助

#### 手続き滞る

火葬に必要な死亡診断書の交付には、医師による診察が必要だ。心臓や瞳孔の状態から死亡を確認し、犯罪や事故の可能性の有無を調べ、死因を判断する。医師がすぐに駆けつけられないと、火葬までの一連の手続きが滞る。このため、離島など医師が不在の地域では、家族らが遺体を長時間保管したり、医師のいる場所まで長距離搬送したりする。死期が近づくと、住み慣れた自宅から、遠方の病院に移る地域もある。

#### 研究班が指針案

都市部でも、問題が起きている。クリニックが夜間・休日の対応をしていなかったり、出張で医師が不在だったりする場合に家族が呼吸停止などに気づいたら、救急車を呼ぶよう医師から指示されているケースは珍しくない。特別養護老人ホームでも、非常勤の嘱託医が医療機関を離れられず、入所者に救急車が必要になることがよくある。川崎大師訪問看護ステーション

超高齢化で亡くなる人が年々増える「多死社会」が進み、現在、年間約130万人の死亡者は、2040年のピーク時には約167万9000人になる見通し。在宅でのみとりの増加も見据えて、政府は昨年6月、遠隔の死亡診断の条件付き解禁を閣議決定。厚労省研究班が具体的な条件や手順の検討を進め、今年6月、指針案をまとめた。指針案では、遠隔診断の対象は、死亡前14日以内に医師が診察し、がんなどの持病で死期が近いと予測された患者とした。事前に、患者や家族に実施の同意や積極的な治療や延命措置を

自宅や介護施設で亡くなる患者について、厚生労働省は、医師が対面することなく、情報通信機器を使って死亡診断を行える体制を整備する。すぐに訪問できる医師がいないなどの理由から、死期が近くなると入院しなければならぬケースが出るなど支障が生じていた。情報通信技術（ICT）の活用で、住み慣れた場所でのみとりができるようにする。  
(中島久美子)

望まない意思を文書で確認しておく。実施に際しては、▽医師が対面しての死亡診断まで12時間以上かかる▽医師の代わりに患者の所に行き診断を補助する看護師がいる――などを条件に定めた。

補助する看護師は、訪問看護などで3年以上の勤務経験を持ち、所定の研修を受けたこと。手順は、①看護師が、患者の写真を撮影したり、携帯できる心電図計でデータをとったりする②誤送信を防ぐシステムを使い医師に送信③データを読み取って医師が診断④看護師が死亡診断書を代筆し家族に渡す――という流れだ。

犯罪や事故の疑いがないかを調べるには、体の各部位の損傷や、まぶたのうっ血、口や耳、鼻の中の出血の有無などを確認する必要がある。そのため、看護師が送信する写真は10枚以上になるものとみられる。

研究代表者で東海大教授（法医学）の大沢資樹さんは、「事前にしっかりと説明がないと、家族は、なぜ写真を何枚も撮るのか分からず、不信感を抱きかねない。十分に研修を受けた看護師が、医師と協調して慎重に進めるべきだ」と話す。厚労省はこの秋にも看護師の研修を始める。当面は、適切に行われたか、課題はないか、など一例ごとに検証する。

くらし

健康・医療

「くらし健康・医療」は日曜日に掲載します